

第 2 2 9 回
福岡県都市計画審議会会議録

平成 2 9 年 1 月 3 0 日
セントラルホテルフクオカ

午前 10時35分 開会

(山本都市計画課課長補佐) お待たせして申し訳ございませんでした。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。私は司会進行を務めさせていただきます福岡県都市計画課課長補佐の山本と申します。

現在、委員総数28名のうち24名の委員の方が御出席でございまして、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、会長が行うことになっております。

では、武居会長、よろしくお願いいたします。

(武居会長) 皆さん、おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、第229回福岡県都市計画審議会を開催したいと存じます。

委員の皆様のお席につきましては、慣例に従い、正面に向かって右側より委員番号順とさせていただきますので、御了承願います。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もありますので、挙手されて、マイクが来た後、マイクを御利用の上、御自分の番号を述べてから発言いただきますようお願いいたします。

本審議会は平成13年8月開催の第171回から公開しております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、発言を慎む等、静穏に傍聴していただきますように御協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

では、審議に入ります。

さて、本日、御審議いただきます議案は次第に掲載の3議案です。なお、第3789号議案、筑豊広域都市計画下水道の変更（宮若市決定）につきましては、付議者である宮若市に都市計画審議会が設置されていないため、都市計画法第19条第1項に基づき、当審議会に付議するものです。

それでは、まず、第3787号議案、朝倉筑前都市計画道路の変更（福岡県決定）についてでございます。

では、幹事であります県都市計画課長から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(酒井幹事) それでは、議案の説明につきましては、お手元の議案集及び図面並びに前面のスクリーンで御説明させていただきます。

それでは、第3787号議案について御説明させていただきます。この議案は、朝倉筑前都市計画道路の変更についてございまして、福岡県決定に係るものでございます。お手元の議案集は1ページから4ページまででございます。委員用図面の3787-1から3787-3ページにかけて、総括図、計画図及び新旧対照図を掲載しております。

スクリーンを御覧ください。

朝倉市は、福岡県のほぼ中央に位置しており、人口が約5万人の都市であります。今回、変更を行う箇所は、市の西部に位置し、筑前町と隣接する甘木中央地域であります。

まず、地域の概況でございますが、西部に小石原川が流れ、鉄道としましては、久留米方面から西鉄甘木線が、基山方面から甘木鉄道線が運行されております。主要幹線道路としましては、大分自動車道及び国道386号が東西に横断し、国道322号及び国道500号が市の西部を縦走しております。

本地域の中心部は、平成24年度に整備された高次都市施設である甘木地域センター（フレアス甘木）を含む中心市街地、新市役所の移転先となるピーポート甘木周辺地域、朝倉市の玄関口となる甘木駅周辺地域で構成されており、朝倉市の中心地域として、今後、更なる都市環境の充実が期待されているところでございます。

今回、変更を行いますのは、3・5・17-2号庄屋町東田線でございます。本路線は、朝倉市甘木字木舟を起点とし、朝倉市馬田字琵琶を終点とする延長約1,660メートル、代表幅員15メートルの幹線街路でございます。

現在の道路の状況としましては、車道は往復の車線が分離されておりますが、歩道及び路肩の一部が未整備となっております。

それでは、変更内容について御説明いたします。本路線は、国道322号の一部を成す都市計画道路でございますが、現状では、駅付近で交差点が近接したクランク形状となっており、円滑な交通及び駅へのアクセスに支障が生じております。今回、道路交通の円滑化、安全性の向上、現在の西鉄甘木駅を移設し、交通結節機能の向上を図るため、当該区間のクランク解消に伴う起点位置の変更を行うものでございます。

また、平成10年の都市計画法施行令に基づき、車線数を2車線に定めるとともに、市町村合併に伴い、終点及び主な経過地の名称を変更するものです。

最後に、手続について御説明いたします。平成28年8月2日から8月16日までの2週間、

原案の閲覧を行った結果、閲覧者は3名でしたが、公述の申し出がなかったため公聴会は開催しておりません。

次に、平成28年12月2日から16日までの2週間、案の縦覧を行いまして、縦覧者は11名でしたが、意見の提出はございませんでした。

また、関係市町村である朝倉市への意見聴取を行い、意見なしの回答を頂いております。

本日、委員の皆様にご審議をいただき、御承認を頂けましたら、国土交通大臣との協議を経て、その後に変更の告示を行う予定でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。では、ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。

(吉武委員) ちょっと質問をさせてください、分かっていないところもあるかと思うので。

新しく駅前の方に振るということでしたけれども、現状、道路が既にあるのか、あるいは新規で建設されるのか。それから、西鉄甘木駅が移転をされるのに伴ってというお話でしたけれども、駅はどちらの方にいつごろ移転されるのか。この二つについて確認をさせてください。

(武居会長) よろしくお願いたします。

(酒井幹事) 御説明いたします。

まず、現状でございます。今回、対象となる都市計画道路の区間においては、車道は往復の車線が分離されておりますが、歩道及び路肩の一部が未整備の状況となっております。また、本路線と重複する国道322号につきましては、北九州市から久留米市に至る延長約117キロメートルの主要幹線道路であり、現在、香春大任バイパス、嘉麻バイパス、八丁峠道路、第2大刀洗バイパスなどの整備が進められているところであり、今回対象区間以外のところについては整備済み、もしくは事業中という状況になっております。

それから、西鉄甘木駅の件でございます。今回のクランク部の線形変更につきましては、平成23年10月に朝倉市において定められた都市計画マスタープランにおける都市施設整備の方針及び県庁内の事業関連部署との協議を踏まえまして、さまざまなルート案、構造案を検討した上で決定された計画となっております。

西鉄甘木駅につきましては、朝倉市の玄関口として、二つの駅のポテンシャルを高める目的や駅へのアクセス性を考慮して移設を前提としております。なお、朝倉市において、前述の上位計画に基づき、駅の移設を前提とした駅周辺整備事業に向けた調査が現在なさ

れており、今後も引き続き鉄道事業者と協議を進めていくと聞いております。

(吉武委員) 3787-3 ページですけれども、駅の近辺で黄色のところを赤に付け替えるということですね。この赤は、今、道路があるのでしょうか。既にあるということの御説明だったのでしょうか。駅前のところのことです。

(酒井幹事) 委員用図面に黄色と赤の表示がございますけれども、赤の道路に変更しようとしているところがございますので、この赤の部分は、今のところ、道路はございません。

(吉武委員) ないということですね。黄色はあるのですよね。

(酒井幹事) 黄色は、今、ございます。

(吉武委員) それを赤に付け替えるのだと、新規に道路を建設するのだということですね。

(酒井幹事) そうです。したがって、駅の移設というのは、西側に駅を移設して、赤い道路を引いたときにかぶらないように移設をしようということでございます。

(吉武委員) 分かりました。ありがとうございます。

(武居会長) 他に御質問とか御異議はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、御異議がないようですので、全会一致で御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、そのように決めます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、第3788号議案、宇美須恵都市計画道路の変更（福岡県決定）についてでございます。

幹事であります県都市計画課長から説明をお願いします。よろしくをお願いします。

(酒井幹事) それでは、第3788号議案について御説明させていただきます。この議案は、宇美須恵都市計画道路の変更についてございまして、福岡県決定に係るものでございます。お手元の議案集は5ページから9ページとなっております。委員用図面の3788-1から3788-7ページにかけて、総括図、計画図及び新旧対照図を掲載しております。

スクリーンを御覧ください。

宇美町は糟屋郡の最南端に位置しており、人口が約4万人の都市であります。

まず、地域の概況でございますが、町の西部には宇美川及び井野川が流れ、鉄道としましては、JR香椎線が、終着駅である宇美駅まで縦走しております。

主要な幹線道路としましては、県道筑紫野古賀線及び県道福岡太宰府線が南北に縦走し

ており、県道飯塚大野城線が東西に横断し、町の西部には九州自動車道が縦走しております。

今回、都市計画道路の変更を行います地域は、拠点であるJR宇美駅周辺の中心市街地及びその周辺地域であり、さまざまな都市機能や住居が集積しております。

今回、変更を行いますのは、3・3・14-1号志免宇美線、3・3・14-2号粕屋宇美線、3・4・14-8号辻荒木佐谷線、3・3・14-10号木河太宰府線及び3・4・14-11号下宇美辻荒木線の計5路線でございます。

まず、3・4・14-8号辻荒木佐谷線について御説明いたします。3・4・14-8号辻荒木佐谷線は、糟屋郡宇美町宇美六丁目を起点とし、糟屋郡宇美町大字宇美字柳原を終点とする延長約2,340メートル、代表幅員20メートル、2車線の幹線街路でございます。

現在の道路の状況でございますが、3・3・14-2号粕屋宇美線との交差部より西側におきましては、車道も往復の車線に分離されておらず、路肩及び歩道も、一部区間を除き未整備となっている状況でございます。

今回、周辺道路網の整備状況等を踏まえ、将来交通量推計を実施した結果、3・4・14-8号辻荒木佐谷線の起点部から3・3・14-2号粕屋宇美線までの区間で2車線を超える交通量となったため、起点部から3・3・14-2号粕屋宇美線までの区間を4車線、幅員27メートルへ、3・3・14-2号粕屋宇美線から終点部までを2車線、幅員16メートルへと見直しを行い、あわせて、道路幅員の変更に伴う路線番号の表記を変更するものです。

また、本路線の変更に伴い、交差若しくは接続する3・3・14-1号志免宇美線、3・3・14-2号粕屋宇美線及び3・4・14-11号下宇美辻荒木線について、交差点部の形状変更を行うものです。

続きまして、3・3・14-1号志免宇美線及び3・3・14-10号木河太宰府線についてでございます。

3・3・14-1号志免宇美線は、糟屋郡宇美町大字井野字長瀬を起点とし、糟屋郡宇美町貴船三丁目を終点とする延長約1,990メートル、代表幅員25メートル、4車線の幹線街路でございます。

3・3・14-10号木河太宰府線は、糟屋郡宇美町貴船三丁目を起点とし、糟屋郡宇美町大字炭焼字鍋ヶ浦を終点とする延長約3,570メートル、代表幅員22メートル、2車線の幹線街路です。

本2路線は、県道飯塚大野城線よりも北側の位置で接続していますが、今回、3・3・14-10号木河太宰府線の幅員27メートルとなっている区間につきまして、3・3・14-1号

志免宇美線との連続性を踏まえ、幅員を25メートルに見直し、あわせて、県道飯塚大野城線を接続位置とする起終点の変更を行うものです。

また、3・3・14-10号木河太宰府線においては、起点位置の変更に伴い、3・3・14-10号原田太宰府線へと名称変更を行うものです。

最後に、手続について御説明させていただきます。平成28年7月19日から8月2日までの2週間、原案の閲覧を行った結果、閲覧者は7名でしたが、公述の申し出がなかったため公聴会は開催しておりません。次に、平成28年10月18日から11月1日までの2週間、案の縦覧を行いまして、縦覧者は8名で、意見の提出はございませんでした。次に、関係市町村である宇美町へ意見聴取を行い、意見なしの回答を頂いております。

本日、委員の皆様にご審議をいただき、承認を頂けましたら、変更の告示を行う予定でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(武居会長) ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。

どうぞ。

(寺町委員) 1番の寺町です。

道路の変更の中で交通量の推計をされていたんですけども、どの時点での将来の予測をされたのかを教えてくださいと思います。現状で既に2車線では足りないのか、それとも将来は足りなくなるのか、どちらなのかが気になったものですから。

(武居会長) よろしいですか。お願いします。

(酒井幹事) 御説明申し上げます。

交通量の推計でございますけれども、現在の既定計画での交通量推計を実施した結果、辻荒木佐谷線の起点から粕屋宇美線までの区間が2車線を超える交通量となったため、当該区間を2車線から4車線へ変更するものでございまして、これは平成37年度の交通量推計でございます。

(寺町委員) 分かりました。ありがとうございます。

(武居会長) その他に御質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(武居会長) それでは、御異議がないようですので、全会一致で御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(武居会長) ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

次に、第3789号議案、筑豊広域都市計画下水道の変更（宮若市決定）についてでございます。

本議案は、宮若市決定の案件でありますので、宮若市下水道課長から説明をお願いいたします。

下水道課長、よろしく願いいたします。

(有吉宮若市下水道課長) おはようございます。宮若市下水道課長の有吉智和と申します。

本日はよろしく願います。

議案の説明につきましては、お手元の議案集及び図面、前面のスクリーンで御説明させていただきます。

それでは、第3789号議案について御説明させていただきます。この議案は、筑豊広域都市計画下水道の変更についてございまして、宮若市決定に係るものでございます。

スクリーンを御覧ください。

宮若市は福岡県の北西部に位置しており、人口が約2万8,000人の都市でございます。宮若市では、平成27年度に生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、下水道や浄化槽などの汚水処理施設の計画的かつ効率的な整備を目的としました汚水処理構想を見直すに当たり、経済比較を行っております。

今回の変更は、近年の宅地化や商業施設の開発に伴う市街化の動向を踏まえ、人口密集地となる地区や工業排水量が増加する地区で、下水道が経済的であると考えられる地区約132.1ヘクタールを排水区域に追加し、一方で、将来人口の減少が見込まれ、浄化槽が経済的であると考えられる人口過疎地区の排水区域約70.9ヘクタールを廃止するものでございます。その結果、排水区域は既決定の約600.3ヘクタールから約661.5ヘクタールに拡大します。総括図の赤囲みの箇所が、今回の追加区域で、黄色の着色箇所が廃止箇所でございます。

続いて、追加箇所の7か所についてでございますが、スクリーンと配付させていただいております図面で説明を個別に行わせていただきます。

委員様へのお手元の資料の3789-7ページになります。これが宅地化予定の箇所でございます。

次に、農地であった箇所に図書館が建設され、今後、下水道整備の進捗に合わせて下水道に取り込む箇所でございます。委員様への図面につきましては、3789-7ページでござい

ます。

続きまして、宅地化予定の箇所でございます。委員様への図面の3789-10ページでございます。

次に、光陵団地の造成地です。委員様図面の3789-10ページでございます。

次に、農地であった箇所に市営住宅が建設され、今後、下水道整備の進捗に合わせて下水道に取り込む箇所でございます。図面3789-8ページです。

続きまして、宅地化予定の箇所でございます。委員様の図面の3789-11ページでございます。

次に、宮若市の下水道事業計画以前より操業しておりましたトヨタ自動車九州の工場排水につきまして、排水処理構想の見直しと下水道事業の進捗に伴い、受け入れる準備が整いましたので、取り込むものでございます。委員様の図面の3789-2ページでございます。

最後に、手続について御説明いたします。平成28年8月から9月に都市計画区域である宮田処理区域の自治会を対象に、事前に計画概要説明と、この内容につきまして、質問事項の聞き取りを取りまとめ、住民説明会を行いました。

次に、平成28年10月17日に都市計画の案を作成し、福岡県の関係課と協議を行い、平成28年12月6日に福岡県からの回答書を受領いたしました。

次に、平成28年12月9日から22日までの2週間、案の縦覧を行いまして、縦覧者はございませんでした。

本日、委員の皆様にご審議いただき、承認頂けましたら、法定協議を行い、その後、変更の告示を行う予定といたしております。御審議のほど、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(武居会長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんか。

どうぞ。

(寺町委員) 1番の寺町です。

追加をする箇所については分かったのですが、廃止をするところを問題ないと判断した根拠をもう少し教えていただければと思うのですが。というのは、地図を見ていると小さいエリアは効率が悪いのは分かるんですけども、ある程度、固まっていて建物があるようなところも廃止になっているのでいいのかなと、ちょっと気になっただけです。

(武居会長) ありがとうございます。それじゃあ、よろしいですか。

じゃあ、下水道課長、よろしく申し上げます。

(有吉宮若市下水道課長) この箇所の経済比較を行いました。これにつきましては、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想設定マニュアル(平成26年1月)国土交通省、農林水産省、環境省」に基づいて行っております。近年の人口減少や厳しい財政事情を踏まえ、早期の汚水処理の概成が求められておりますが、本市におきましても、財政状況、予算、人員からみた整備可能量、事業の実施順位、概算事業費を勘案した上で、目標年次として20年概成で取り組むことで、平成47年度を概成年度、平成52年度を完了年度として汚水処理構想を平成27年度に策定しております。どうしても、委員も言われたとおりのところもありますが、実際、単費のところと人口が減少しているところも全て勘案しまして、このマニュアルに基づいて作成した結果となっております。

以上でございます。

(武居会長) 今の回答でよろしいでしょうか。

(寺町委員) 分かりました。ありがとうございます。

(武居会長) その他に御質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

[「なし」という声あり]

(武居会長) それでは、御異議がないようですので、全会一致で御承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

(武居会長) ありがとうございます。それでは、そのように決めます。

本日の審議は以上ですが、ここで運営規則第8条の規定により、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。議事録の署名は、1番の寺町委員と3番の山田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから、本日はプレゼンテーションが非常に分かりやすくなったなという感想を持ちました。行ったことがないところですから、写真を見せていただいたり、そういうので分かりやすくなったなと。担当の方、御苦労さまでした。また、今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次回の審議会につきましてですけれども、後日、また、事務局の方から連絡させていただきますので、委員の皆様におかれましても、次回につきましても、是非、御出席いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、委員及び傍聴者の皆様、本日は、円滑な審議に御協力いただきま

して、ありがとうございました。

それでは、これにて散会いたします。ありがとうございました。

午前 11時02分 閉会

以上のとおり、第229回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員